

「災害弔慰金」を受給すると、  
「労災保険」は請求できないとお考えではありませんか。  
「労災保険」と「災害弔慰金」は同時に受給できません。

東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

「労災保険」では、労働者の方が工作中や通勤中に地震や津波に遭い、死亡された場合には、ご家族の方に、遺族年金・一時金などの給付を行っています。

また、「災害弔慰金」については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、生計維持者の方が死亡された場合には500万円、その他の方が死亡された場合には250万円が、ご家族の方に市町村から支給されます。詳細には、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujo4.html>) をご覧ください。

そして、災害弔慰金の支給制限の対象となる給付金には、労災保険に基づく各種給付は含まれていませんので、ご家族の方は、それぞれ受給することができます。

したがって、労働者の方が、工作中や通勤中に東日本大震災の地震や津波により死亡された場合、そのご家族は、労災保険と災害弔慰金をそれぞれ受給することができます。

まずは、ご相談ください。

「労災保険」については、

宮城労働局労働基準部労災補償課	電話	022-299-8843
仙台労働基準監督署	電話	022-299-9071
石巻労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古川労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大河原労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署	電話	0228-38-3131

にお問い合わせください。

また、「災害弔慰金」については、各市町村の担当部署にお問い合わせください。